

①学部生（留学生を除く）

I. 11月に給付奨学金(修学支援新制度)の申込を行った者

下記の書類を提出期限までに提出して下さい。

- 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
- 学修計画書

様式は LiveCampus からダウンロードできます。

提出期限：教育学部 2月6日 経済学部 2月7日

システム工学部 2月10日 観光学部 2月6日

提出場所：学生支援課



II. 11月に給付奨学金(修学支援新制度)の申込を行っていない者

申請書を配付しますので、学生証を持参して、学生支援課まで取りに来てください。申請資格を窓口にて確認します。

配付期間 1月21日(火)～2月17日(月)

9:00～17:00 (※休業日は除く、期間後の配付はしません。)

見逃してはいけません！！（I・II共通）

2019年に授業料免除の申請をしていた者が、新制度に申請して、その結果、授業料免除が受けられない又は授業料免除額が減少する場合や新制度の対象外のため申請しなかった場合、経過措置として差額を支援することを検討しています。

経過措置を希望する者は、旧制度の授業料免除申請書を配付しますので、学生証を持参し、学生支援課まで取りに来てください。

配付期間 1月21日(火)～2月17日(月)

9:00～17:00 (※休業日は除く、期間後の配付はしません。)

申請書の提出・面談期間は

2月26日(水)～3月4日(水)の予定です

大学院進学予定者は、入学手続きの際に交付を受けてください。

②学部生（留学生）

○2019 年に授業料免除の申請をしていた者

新制度の対象外となるため、経過措置として、これまでと同様の支援を行うことを検討しています。

経過措置を希望する者は、申請書を配付しますので、学生証を持参し、学生支援課まで取りに来てください。

配付期間：1月21日（火）～2月17日（月）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後の配付はしません。）

申請書の提出・面談期間は

2月26日（水）～3月4日（水）の予定です

○2019 年に授業料免除の申請をしていない者

授業料免除制度はございません。

③大学院生

○授業料免除を実施するか未定となっておりましたが、実施することになりました。つきましては申請書を配付しますので、学生証を持参して、学生支援課まで取りに来てください。

配付期間：1月21日（火）～2月17日（月）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後の配付はしません。）

申請書の提出・面談期間は

2月26日（水）～3月4日（水）の予定です

大学院進学予定者は、入学手続きの際に交付を受けてください

留学中などの理由で配付期間中に来れない場合は、事前に連絡してください。

学生支援課